

2019年7月吉日

お客様各位

伊達信用金庫

「後見制度支援預金」の取扱開始について

平素より伊達信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

さて、当金庫では2019年8月1日より、成年後見制度による不正利用防止を目的として、「後見制度支援預金」の取扱を開始いたします。

「後見制度支援預金」とは、後見制度による支援を受ける方の預金のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭は後見人がご自身で管理し、残りの通常使用しない金銭は「後見制度支援預金」として家庭裁判所の指示書に基づき別口座で管理するものです。

当該預金の概要やご不明な点がございましたら、お取引店の窓口または下記のお問合せ先までご連絡ください。

【お問合せ先】

伊達信用金庫 営業グループ

TEL (0142) 23-3537

以上